

鳥インフルエンザの防疫対策の強化について

韓国や台湾等の近隣諸国で、鳥インフルエンザが発生しています。
本格的な渡り鳥の飛来シーズンを迎えるにあたり、あらためて鳥インフルエンザの防疫対策の点検をお願いします。

飼養衛生管理基準の遵守

特に、農場内への病原体の侵入を防ぐために・・・

- ✓農場出入口や鶏舎周辺の消毒(石灰散布等)をしましょう。
- ✓鶏舎の防鳥ネットが破れていませんか？鶏舎を点検して、野鳥や野生動物の侵入を防ぎましょう。

異常確認時の早期通報の徹底

日頃から飼養する家きんの健康観察を行いましょう。

特定症状を示した場合や異常が認められた場合には速やかに家畜保健衛生所に通報してください。

特定症状

鶏舎ごとに**1日の家きんの死亡率が直近21日間における平均死亡率の2倍以上**になった場合。

感染の疑いを否定できない家きんがいる場合

- ・**鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等**の症状を呈している
- ・**5羽以上の家きんが、まとまって死亡、又はまとまってうずくまっている**

民間獣医師等が行った簡易検査キットや抗体検査による陽性を確認した場合

100羽以上飼養する農家を対象に飼養衛生管理基準の遵守状況や鶏舎の点検・確認を行います。10月から家畜保健衛生所職員が順次巡回しますので、ご協力をお願いします。

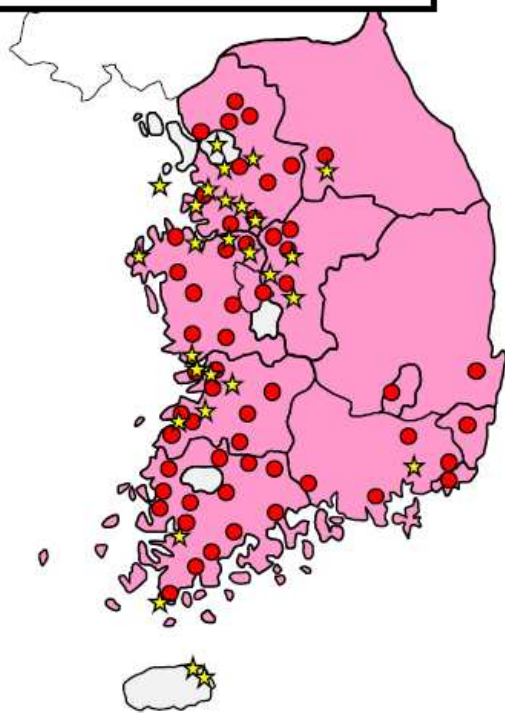


韓国や台湾等の近隣諸国をはじめ、多くの国で
高病原性鳥インフルエンザが発生しています！！

国内では2014年11月～2015年1月の間に家きんで6件、野鳥で11件の発生がありました。

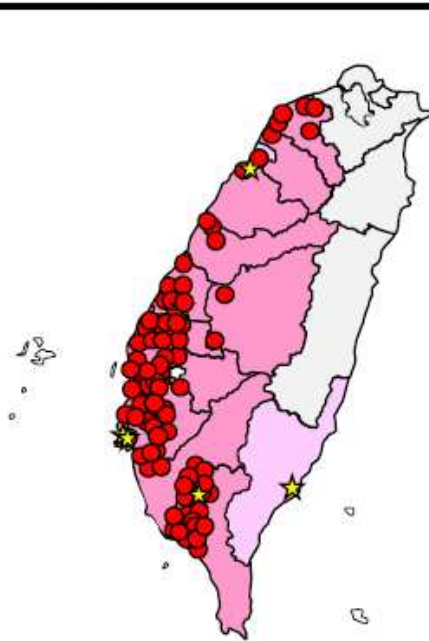
高・低病原性鳥インフルエンザの発生状況（2014年1月～2015年9月6日現在）

韓国：371件（野鳥58件）



台湾

：952件（野鳥10件）



アメリカ：223件
（野鳥92件）

カナダ：16件
（野鳥1件）

韓国では9月7日
以降、新たに5件
の高病原性鳥
インフルエンザが
発生しています。

海外から我が国に本病ウイルスが侵入する可能性は、非常に高いものと考えられます。農場への本病ウイルス侵入防止対策及び万が一の発生時の蔓延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

山梨県東部家畜保健衛生所

電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間の連絡は・・・090-5535-8005

土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005 または090-5544-7868